

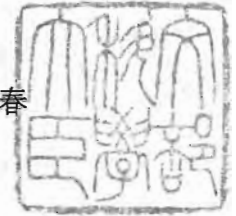


23文科初第815号
平成23年10月13日

北海道知事
北海道教育委員会 殿

文部科学大臣

中川 正春



会計検査院による会計検査を踏まえた調査の実施等について

貴道においては、会計検査院により義務教育費国庫負担金に係る検査が行われているところですが、この検査により、同負担金の算定額に影響が見込まれる事態になっていることは、誠に遺憾であります。

については、こうした事態に鑑み、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第48条第1項の規定に基づき、義務教育費国庫負担金の支出に係る教職員給与費について、別添の資料に従って調査を実施するよう指導するとともに、同法第54条第2項の規定に基づき、調査結果を取りまとめの上、報告を提出するよう求めます。

また、調査の実施により教職員について服務上不適切な事態が明らかになった場合には、厳正な対処をし、教職員の服務規律の確保を図るよう、同法第48条第1項の規定に基づき指導します。

なお、札幌市教育委員会に対しては、この文書を踏まえて貴道が実施する調査に格別の協力をするよう、別途指導をしておりますので、御了知願います。

(本件調査について)

担当 初等中等教育局初等中等教育企画課（教育公務員係）

電話 03-6734-2588

(義務教育費国庫負担金の執行について)

担当 初等中等教育局財務課（給与執行・調査係）

電話 03-6734-2353

会計検査院による会計検査を踏まえた調査の実施について

I 調査の目的・内容等

1. 調査の目的

会計検査院による教職員の給与支給に係る検査の結果、義務教育費国庫負担金の対象となっている教職員の一部について、その算定に影響がある服務上不適切な事態が明らかになることが見込まれることに鑑み、文部科学大臣が北海道知事及び北海道教育委員会に対して、会計検査院が実施した検査と同様の調査を全道的に実施するよう指導し、その調査結果についての報告を求めるものである。

2. 調査対象

道内のすべての公立小・中学校、中等教育学校前期課程、小学部又は中学部を置く特別支援学校の義務教育費国庫負担金の対象となる職員(平成18年度から平成21年度)。ただし、平成22年度から平成23年度にかけて会計検査院が実施した検査の対象とされた学校の職員を除く。

なお、平成21年度に係るものを先行的にとりまとめることとする。

3. 調査内容

- A 勤務時間中の職員団体活動に関する調査
- B 勤務時間中の職務専念義務の遵守に関する調査
- C 長期休業期間中における校外研修に関する調査
- D 勤務時間の遵守に関する調査
- E 主任手当の算定誤りに関する調査

II 調査の実施方法

義務教育費国庫負担金の適正執行に関する調査であることから、給与負担者である北海道が、服務監督権者である市町村教育委員会の協力を得て、以下の手順により調査を行うものとする。

なお、この調査は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第48条第1項及び第54条第2項に基づく文部科学大臣による指導及び報告の求めを踏まえ、北海道教育委員会が、同規定に基づき市町村教育委員会から資料の提出、調査への協力を得つつ、地教行法第53条第1項により市町村教育委員会が管理し、執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2～4 (略)

(調査)

第五十三条 文部科学大臣又は都道府県委員会は、第四十八条第一項及び第五十一条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 (略)

(資料及び報告)

第五十四条 (略)

2 文部科学大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村長又は市町村委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

1. 調査資料の収集

北海道教育委員会が文部科学大臣からの指導を踏まえ、域内の市町村教育委員会に対して、調査に当たって必要な以下の資料(原本)を求め、当該市町村教育委員会を管轄する教育局に提出させる(札幌市教育委員会関係の資料は、石狩教育局に提出することとする。)

・提出を求める資料

(いずれの資料も平成18年度から平成21年度までのもの。ただし、「a」は平成18年度から平成23年度までのもの、「d」は平成18年度から平成22年度までのもの、「r」「s」「t」は現在のもの)

a. 職員名簿
b. 出勤簿
c. 休暇欠勤等処理簿
d. 研修処理簿・研修計画書・研修報告書
e. 外勤簿
f. 職専免伺
g. 学校日誌・日直日誌
h. 特殊勤務手当支給実績簿
i. 学校行事表(年、日)
j. 旅行命令簿・復命書
k. 私事旅行届・海外旅行届
l. 夏季・冬季休業中の職員動静表
m. 職員会議議事録
n. 教職員の勤務時間の割振り(休憩時間の記載があるもの。)
o. 機械警備記録・警備の範囲を示す図面等
p. 校長引継書・教頭引継書・それらの関連資料
q. 市町村教育委員会又は校長と職員団体との対応に係る記録
r. 市町村教育委員会又は校長が職員団体と交わしている協定書・確認書・覚書等のすべて(服務に関するものに限らない。存在しなければその旨を公文書にて回答のこと。)
s. 市町村教育例規集(学校管理規則、職務に専念する義務の免除に関する規程・通知等の確認できるもの。)
t. 調査票F「勤務時間管理に関する関係書類の取扱の実態について」(出勤簿等の処理が適切に行われているかについて、校長が自ら点検を行い、必要事項を記載すること。)

2. 資料等の確認

調査項目ごとに、以下の手順に従い、北海道教育委員会の担当者と該当する市町村教育委員会の担当者が関係する資料を突き合わせて確認し、北海道教育委員会の担当者が、確認した内容を別添の調査票に記入する。

A 勤務時間中の職員団体活動に関する調査

勤務時間中（休憩時間を含む。）に行われた職員団体活動についての調査を行う。

- ① 次の資料を確認（※）し、調査票Aの「年度」、「具体的な職員団体活動の内容（例：分会会議、支会長会議、話し合い、情報交換等）」、「年月日」、「時間」、「場所」、「根拠」、「参加職員名」、「教育局名（当時）」、「市町村名（当時）」、「学校名（当時）」、「勤務時間<休憩前>（当時）」、「勤務時間<休憩後前>（当時）」、「勤務時間<休憩後>（当時）」、「職員団体名・役職名（当時）」の各欄に該当事項を記入。

- g. 学校日誌・日直日誌
- m. 職員会議議事録
- q. 市町村教育委員会又は校長と職員団体との対応に係る記録
- p. 校長引継書・教頭引継書・それらの関連資料
- a. 職員名簿
- n. 教職員の勤務時間の割振り（休憩時間の記載があるもの）

（※）重点的・集中的に確認する必要がある書類から順に記載（以下同じ。）

- ② ①の対象職員については、次の書類を確認し、調査票Aの「職員団体活動のあった日時のサービス（在勤校勤務、職専免、出張、年休、その他（具体的に記入）」、「退庁時間」、「勤務時間内職員団体活動時間」、「欠勤が疑われる時間」、「市町村名（現在）」、「学校名（現在）」の各欄に該当事項を記入。

- b. 出勤簿
- c. 休暇欠勤等処理簿
- e. 外勤簿
- f. 職専免伺

B 勤務時間中の職務専念義務の遵守に関する調査

職務専念義務の免除対象とならない教育研究団体等の内部管理業務（庶務・会計など）を職務専念義務の免除を受けて行っているものについての調査を行う。

- ① 次の書類を確認し、調査票Bの「教育局名」、「市町村名」、「学校名」、「年度」、「職員名」、「年月日」、「開催時刻」、「場所」、「用務内容（例：国語研究会会計監査、数学教育研究協議会定期大会等）」、「団体の概要」、「会議・業務の内容」の各欄に該当事項を記入。なお、「団体の概要」、「会議・業務の内容」の各欄はリストから選択。

- g. 学校日誌・日直日誌
- e. 外勤簿
- f. 職専免伺
- d. 研修処理簿・研修計画書・研修報告書
- p. 校長引継書・教頭引継書・それらの関連資料
- s. 職務専念義務の免除に関する規程、通知等

- ② ①の対象職員については、次の資料を確認し、調査票Bの「職専免の対象とならない活動のあった日時のサービス（在勤校勤務、職専免、校外研修（職専免研修）、出張、年休、その他（具体的に記入）」、「欠勤が疑われる時間」の各欄に該当事項を記入。

- n. 教職員の勤務時間の割振り（休憩時間の記載があるもの）
- b. 出勤簿

- c. 休暇欠勤等処理簿
- e. 外勤簿
- f. 職專免伺

C 長期休業期間中における校外研修に関する調査

長期休業期間中に校外研修を行った職員の研修が適正なものであったかどうかについて調査を行う。

- ① 「d. 研修処理簿・研修計画書・研修報告書」を確認し、調査票Cの「教育局」、「市町村名」、「学校」、「氏名」、「年度」、「研修期間」、「研修内容」、「職務との関連性」、「研修場所」、「学校での実施」、「研修計画」、「研修報告」、「成果物」の各欄に該当事項を記入。記載例で算用数字が記載されている欄には該当する日数を記載。

なお、「学校での実施」欄の確認は、「d. 研修処理簿・研修計画書・研修報告書」のほか必要に応じて校長に聴取するなどして、北海道教育委員会の担当者と市町村教育委員会の担当者において適切に判断すること。

- ② ①の対象職員については、次の資料を確認（研修が図書館等の外部施設において行われたものについては、当該施設の休館日を確認）し、これらの帳簿の記載と日時が重複しているものについて、調査票Cの「重複日時」、「重複内容」の各欄に該当事項を記入。

- k. 私事旅行届・海外旅行届
- l. 夏季・冬季休業中の職員動静表

D 勤務時間の遵守に関する調査

機械警備で学校管理をしている学校を対象に、始業時刻後に機械警備が解除されているもの（遅刻が疑われる）や、終業時刻前に機械警備が開始されているもの（早退が疑われる）について調査を行う。

次の資料を確認し、別紙「調査票D（勤務時間の遵守に関する調査）操作説明書」に沿って調査票Dの各欄に該当事項を記入。

- o. 機械警備記録・警備の範囲を示す図面等
- n. 教職員の勤務時間の割振り（休憩時間の記載があるもの）
- i. 学校行事表（年、月）
- a. 職員名簿
- b. 出勤簿
- c. 休暇欠勤等処理簿
- d. 研修処理簿・研修計画書・研修報告書
- e. 外勤簿
- f. 職專免伺
- g. 学校日誌・日直日誌
- j. 旅行命令簿・復命書

E 主任手当の算定誤りに関する調査

主任手当の算定に誤りがなかったかどうかについて調査を行う。

次の資料を確認し、調査票E（個票）の「年度」、「教育局名」、「市町村名」、「学校名」、「職員名」、「主任種類」、「月日数」、「休日数」、「出張・休暇等日数」、「在勤校勤務日数」、「手当実支給日数」、「差」、「誤差額」の各欄に該当事項を記入。

なお、各欄の記入に当たっては、北海道教育委員会の教育業務連絡指導手当の取扱い要領等を踏まえ、主任等としての担当に係る業務に従事した日数を適切に算定すること。

- h. 特殊勤務手当支給実績簿

- b. 出勤簿
- c. 休暇欠勤等処理簿
- d. 研修処理簿・研修計画書・研修報告書
- e. 外勤簿
- f. 職専免伺
- g. 学校日誌・日直日誌
- j. 旅行命令簿・復命書

3. 監督者からの事情聴取

関係書類の確認及び作成した調査票A～Dを踏まえ、市町村教育委員会の担当者立会のもと、北海道教育委員会の担当者が、欠勤の疑いのある者の監督者（校長等）に対し、2で確認した証拠書類を示しながら事情聴取（該当日時における職員の服務状況等の聴取）を行う。

また、市町村教育委員会の担当者（立会者）が調査票Gの事情聴取記録を作成するものとし、被聴取者、聴取者、立会者の記名捺印をする。その際、北海道教育委員会の担当者（聴取者）は事情聴取記録の内容を十分確認する。

北海道教育委員会の担当者は、調査票Gの事情聴取記録を踏まえ調査票A～Cの「監督者確認（聴取概要）」欄に該当事項を記入する。

勤務時間の管理に関する調査に係る事情聴取においては、校長が、調査票F「勤務時間管理に関する関係書類の取扱の実態について」により説明するものとする。

4. 本人からの事情聴取

市町村教育委員会の担当者立会のもと、北海道教育委員会の担当者が、欠勤の疑いのある本人に対して、2で確認した証拠書類を示しながら事情聴取（該当日時における職員の服務状況等の聴取）を行う。

また、市町村教育委員会の担当者（立会者）が調査票Gの事情聴取記録を作成するものとし、被聴取者、聴取者、立会者の記名捺印をする。その際、北海道教育委員会の担当者（聴取者）は事情聴取記録の内容を十分確認する。

北海道教育委員会の担当者は、調査票Gの事情聴取記録を踏まえ調査票A～Cの「監督者確認（聴取概要）」欄に該当事項を記入する。

なお、3及び4の事情聴取は、北海道教育委員会が、地教行法第48条第1項に基づく指導により市町村教育委員会の協力を得つつ、同法第53条第1項に基づいて実施する調査の一環として行われるものであり、関係職員が事情聴取に対応することは、服務監督権者である市町村教育委員会の指導及び監督の下で行われる職務であること。

5. 調査まとめ

資料の確認、関係者からの聴取等を踏まえ、確定した欠勤時間について集計を行う。

また、このうち、給与等の戻入等が発生するものについて別途集計を行う。

取りまとめた調査結果（調査項目ごとの欠勤時間の集計及びそのうち給与等の戻入が発生するものの集計）及び職員団体と交わしている協定書・確認書等の写しを文部科学省に提出する。